

閲覧用

令和5年度加美町農業委員会
第5回定例総会議事録

令和5年8月25日（金）

加美町小野田支所 2階会議室

加美町農業委員会

令和5年度第5回定例総会 議事録

1 開催日時 令和5年5月25日（金）午後1時34分～午後1時51分

2 開催場所 加美町小野田支所 2階会議室

3 出席委員（14名）

会長職務代理者	15番	小	山	京	子
委員	1番	高	橋	秀	生
〃	2番	杉	村	昭	宏
〃	3番	猪	股		弘
〃	4番	佐	藤	と	も
〃	5番	今	野		修
〃	6番	中	村	貴	美
〃	8番	青	木	拓	也
〃	9番	尾	形	徳	夫
〃	10番	畠	山	智	史
〃	11番	三	浦	良	人
〃	12番	星		榮	喜
〃	13番	坂	上	昌	哉
〃	14番	佐	藤	健	喜

4 欠席委員（2名）

会	長	16番	板	垣	文	一
委	員	7番	山	本		成

5 議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名	
日程第2	会期の決定	
日程第3	会議書記の指名	
日程第4	報告第9号	農地転用許可後の工事完了報告について
日程第5	議案第14号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第6	議案第15号	農地法第5条の規定による許可申請について
日程第7	議案第16号	農用地利用集積計画の審査について

6 説明のため出席した職員

農業委員会事務局長（書記）	庄 司 一 彦
農業委員会事務局次長	鎌 田 裕 充
農業委員会事務局主幹兼農地係長	畠 山 明 大

7 議事の経過及び結果

次のとおり。

第5回定例総会 議事の経過及び結果

〈午後1時34分 開会〉

*事務局（庄司一彦事務局長） 只今より令和5年度加美町農業委員会 第5回定例総会を開催いたします。

本日は会長が欠席のため、農業委員会 会議規則第4条第2項の規定により、会長職務代理者が議長となりまして、議事を進行していただきます。小山会長職務代理者、よろしく申し上げます。

*議長（小山京子会長職務代理者） ただいまの出席委員は14名です。7番 山本成委員、16番 板垣文一委員から欠席の通告があります。定例総会の定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 議事録署名委員の指名

*議長（小山京子会長職務代理者） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は、2番 杉村昭宏委員、3番 猪股弘委員にお願いいたします。

日程第2 会期の決定

*議長（小山京子会長職務代理者） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例総会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（小山京子会長職務代理者） ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 会議書記の指名

*議長（小山京子会長職務代理者） 日程第3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、事務局長 庄司一彦君を指名いたします。なお、本定例総会の事務従事者として事務局長以下の関係職員を任命します。

それでは、議案の審議に入ります。

日程第4 報告第9号 農地転用許可後の工事完了報告について

- *議長（小山京子会長職務代理者） 日程第4、報告第9号 農地転用許可後の工事完了報告について、事務局より報告いたします。
- *事務局（畠山明大係長） 報告第9号 農地転用許可後の工事完了報告について。このことについて、別紙のとおり工事完了報告書の提出があったので報告いたします。令和5年8月25日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。今月の農地転用許可後の工事完了報告は1件でございます。

報告書番号1
専用住宅建築・駐車場設置
許可地 上狼塚字中北原…番…
面積 310㎡
令和5年3月29日完了

[以上1件の工事完了報告について説明]

- *議長（小山京子会長職務代理者） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

- *議長（小山京子会長職務代理者） 質疑がないようですから、これにて報告第9号を終了いたします。

日程第5 議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第6 議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請について

- *議長（小山京子会長職務代理者） 日程第5、議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について、日程第6、議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請について、以上2件は関連した案件がございますので、会議規則第10条の規定に基づき一括審議といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

- *議長（小山京子会長職務代理者） ご異議なしと認めます。よって、議案第14号、及び議案第15号を一括審議とすることに決定いたしました。本件について、事務局より議案の説明をさせます。

*事務局(鎌田裕充次長) 議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について。
下記農地について農地法第3条第1項の規定により許可申請があったので審議されたい。

令和5年8月25日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

今月の農地法第3条の許可申請は4件でございます。

申請番号1

申請地 谷地森字赤沼の畑 2筆

面積 合計23,748㎡

耕作者へ売買するもの

申請番号2

申請地 字長清水北二番の畑

面積 319.18㎡

後継者へ贈与するもの

申請番号3

申請地 宮崎字赤坂一番の田 4筆

面積 合計3,341㎡

耕作者へ賃貸借するもの

申請番号4

申請地 柳沢字諏訪の田 9筆

面積 合計2,000㎡

営農型太陽光発電設備設置のため地上権を設定するもの

借賃 総額 …円

[以上4件の許可申請について説明]

*事務局(畠山明大係長) 議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請について。
下記農地を農地以外の目的に供するため農地法第5条第1項の規定により許可申請があったので審議されたい。

令和5年8月25日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

今月の農地法第5条の許可申請は2件でございます。

申請番号1

申請地 城生字金成…番

面積 1,031㎡のうち6.24㎡

申請事由 使用貸借による通路設置

事業資金 自己資金 …万円

事業計画 令和5年11月1日着工予定 / 令和8年10月31日完成予定

申請地は加美町役場の北北東約840mに位置し、水管及び下水道管が埋設されている道路の沿道の区域で、おおむね500m以内に複数の公益的施設が存するこ

とから第3種農地と判断いたしました。

申請番号 2

申請地 柳沢字諏訪…番 外8筆

面積 合計2,000㎡のうち8,046.25㎡

申請事由 地上権設定による営農型太陽光発電設備の設置

事業資金 自己資金…万円

事業計画 許可日着工～3年間(一時転用)

申請地は加美町宮崎支所の東約2kmに位置し、柳沢集落内に介在する農地ですが、周辺の農地と一体化し「おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域」を形成していることから、第1種農地と判断いたしました。申請地は柳沢地区の第1種農地ですが、営農型太陽光発電設備の設置に伴う支柱部分に係る3年間の一時転用申請で、太陽光パネルの下部では太陽光発電事業者の代表取締役でもある土地所有者が営農し、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れはないと認められることから、やむを得ないと判断いたしました。

[以上2件の許可申請について説明]

* 議長(小山京子会長職務代理者) 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明を、農地法第3条 申請番号1番について11番 三浦良人委員お願いします。

* 11番(三浦良人委員) 調査日は令和5年8月23日、代理人に聴き取り調査を行いました。譲渡人において、以前は当地区に居住されていましたが、火災により移住しました。今後戻ってくる予定はないとのことで、隣人である譲受人に売買するという経緯でございます。調査の結果、地域調和要件に支障のないものと判断しました。以上です。

* 議長(小山京子会長職務代理者) ご苦労様でした。次に申請番号3番について3番 猪股弘委員お願いします。

* 3番(猪股弘委員) 8月17日、譲渡人と譲受人に電話で聴き取りを行いました。譲渡人は会社員で、農業に大変苦慮されていた方です。譲受人は、今後水田ではなく、畑作物を栽培するとのことであります。調査を行った結果、地域調和要件に支障のないものと判断しました。以上です。

* 議長(小山京子会長職務代理者) ご苦労様でした。次に農地法第5条について8番 青木拓也委員お願いします。

* 8番(青木拓也委員) 申請番号1番については、既に許可申請が出されている農地への接続道路ということですので、許可相当と判断しました。

続いて申請番号2番は、地上権設定による営農型太陽光発電の設置でございます。経営者が同一であり、自社で営農を継続し牧草を耕作していくということで営農条

件の達成に支障がないものとし、許可相当と判断いたしました。以上です。

*議長（小山京子会長職務代理人） ご苦労様でした。現地調査の結果並びに補足説明が終わりました。これより議案第14号、及び15号について審議を行います。質疑ございませんか。

—「はい」の声あり—

*議長（小山京子会長職務代理人） はい、2番 杉村委員。

*2番（杉村昭宏委員） 5条の申請番号2番について、営農者は耕作した牧草を自社で利用するものなのか確認します。

*議長（小山京子会長職務代理人） では事務局。

*事務局（畠山明大係長） 近隣で利用してもらえる農家を優先して探し、利用実績は所定時期に報告しますとのことでした。

*議長（小山京子会長職務代理人） 他に質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（小山京子会長職務代理人） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより、議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請についての採決を行います。

お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（小山京子会長職務代理人） ご異議なしと認めます。よって議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

続いて、議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請についての採決を行います。

お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（小山京子会長職務代理人） ご異議なしと認めます。よって議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程第7 議案第16号 農用地利用集積計画の審査について

*議長（小山京子会長職務代理者） 日程第7、議案第16号 農用地利用集積計画の審査について、事務局より議案の説明をさせます。

*事務局（鎌田裕充次長） 議案第16号 農用地利用集積計画の審査について。下記農地について改正前農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により審査決定を求められたので審議されたい。

令和5年8月25日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

今月の農用地利用集積計画の審議は、賃貸借3件でございます。

申請番号1

申請地 字鹿原下川底の田 外19筆

面積 合計32,574.72㎡

権利移動の種別 賃貸借

賃貸 10aあたり…円 / …円

申請番号2

申請地 字鹿原中野原の畑 外12筆

面積 合計19,030㎡

権利移動の種別 賃貸借

賃貸 10aあたり…円 / …円 / …円

申請番号3

申請地 字鹿原中村西田の田 外11筆

面積 合計33,086㎡

権利移動の種別 賃貸借

賃貸 10aあたり…円

[以上3件の集積計画について説明]

*議長（小山京子会長職務代理者） 議案の説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（小山京子会長職務代理者） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより議案第16号 農用地利用集積計画の審査についての採決を行います。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（小山京子会長職務代理者） ご異議なしと認めます。よって、議案第16号 農用地利用集積計画の審査については、原案のとおり決定いたしました。

*議長（小山京子会長職務代理者） 以上をもちまして、本日の案件はすべて議了いたしました。これで令和5年度加美町農業委員会 第5回定例総会を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

〈午後1時51分 閉会〉

この議事録は、事務局長 庄司一彦が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、署名押印する。

令和5年8月25日

議長 小山京子

署名委員 杉村昭宏

署名委員 猪股弘